平成２２年（フ）第５５７９号
大阪市生野区田島１丁目11番28号　グランドール大池102号、外国人登録原票上の住所大阪市生野区巽北２丁目17番22号
債務者　玄野金属製作所こと玄野清治こと　玄得民
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　孝雄
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１０８号
岩手県一関市大東町猿沢字七ツ森72番地１
債務者　菊地　秀樹
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１３４号
山口県宇部市大字東岐波1313番地５、旧住所山口市秋穂西2597番地
債務者　今村美枝子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１３５号
山口県美祢市豊田前町麻生上1386番地
債務者　吉田　惠子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１４０号
山口県宇部市開１丁目７番10―702号
債務者　立石　　愛（旧姓照屋）
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１９４号
静岡県富士市大淵2249番地の122
債務者　河﨑千江巳
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第５８２６号
大阪府豊中市豊南町東２丁目６番４号小曽根病院、住民票上の住所大阪市東淀川区東中島５丁目18番17号泉マンション302号
債務者　西田　　穂
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９７７号
大阪市中央区玉造２丁目16番11―606号
債務者　渡邊　優子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１０４号
神奈川県藤沢市片瀬２丁目５番５号
債務者　鈴木　孝幸
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第５２号
釧路市武佐４丁目７番５号、申立時の住所釧路市文苑３丁目１番５号　ビスケット103号
破産者　関口まどか（旧姓明日見）
1　主文　当裁判所が平成22年７月９日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中、破産者の住所につき「釧路市文苑３丁目１番５号　ビスケット103号」とあるのを「釧路市武佐４丁目７番５号、申立時の住所釧路市文苑３丁目１番５号　ビスケット103号」と更正する。
2　決定年月日　平成22年８月９日
釧路地方裁判所民事部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１１６号
埼玉県所沢市東所沢和田１丁目46番地の６
破産者　株式会社ライズ
1　決定年月日　平成22年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２７４号
埼玉県川越市砂新田２丁目７番地５
破産者　有限会社ダイヤ住販
1　決定年月日　平成22年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３７６号
埼玉県入間市宮寺2540番地３
破産者　株式会社ソネット
1　決定年月日　平成22年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５号
愛知県江南市河野町五十間59　福祉法人サンライフケアハウスジョイフル江南、住民票上の住所岐阜県多治見市池田町１丁目17番地
破産者　東海鈑金工業所こと　宮嶋　　實
1　決定年月日　平成22年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第６号
岐阜県多治見市太平町１丁目22番地　グリーンキャッスル３Ｆ
破産者　宮嶋　泰司
1　決定年月日　平成22年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第４０号
岐阜県多治見市笠原町4106番地の54
破産者　山内　　悟
1　決定年月日　平成22年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第４１０号
静岡県熱海市渚町15番７号
破産者　有限会社ツルヤストアー
1　決定年月日　平成22年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係